

令和 8 年 3 月 30 日

## 国際子ども図書館基本計画 2026-2030

### 1. 経緯

国立国会図書館国際子ども図書館（以下「国際子ども図書館」という。）は、国立の児童書専門図書館として平成 12 年に開館した。平成 17 年の「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申」を受け、国際子ども図書館の使命と基本的な役割及び施設の増築・改修後に実現を目指すサービスの基本方針を示すため、平成 23 年に「国際子ども図書館第 2 次基本計画」（平成 23 年国図子 1103242 号。以下「第 2 次基本計画」という。）を定め、平成 28 年にリニューアル開館を迎えた。

一方、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号。以下「法」という。）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の理念を踏まえ、読書活動推進支援に関する活動の方針をまとめた「国立国会図書館国際子ども図書館 子どもの読書活動推進支援計画 2015（2019 改訂版）」（平成 27 年国図子 1503191 号 改訂令和元年国図子 1905054 号）を策定した。

その後、両計画の内容を一体的に推進するため、「国際子ども図書館基本計画 2021-2025」（令和 3 年国図子 2103211 号。以下「基本計画 2021-2025」という。）を策定した。基本計画 2021-2025 は、「国立国会図書館ビジョン 2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」（令和 3 年国図企 2101133 号）が掲げる方針を踏まえて策定し、デジタル化が進展する社会に呼応した形で第 2 次基本計画に掲げた国際子ども図書館の使命と基本的な役割を継承し、情報通信技術の活用により遠隔サービスを強化する取組を進めた。

### 2. 目的

「国際子ども図書館基本計画 2026-2030」は、基本計画 2021-2025 で掲げた国際子ども図書館の使命と基本的な役割を継承しつつ、「国立国会図書館ビジョン 2026-2030—共につくる知の循環—」（令和 8 年国図企 2601091 号）（以下「ビジョン 2026-2030」という。）が掲げる方針を受け、国際子ども図書館が令和 12 年度までに重点的に取り組む事項を示す。

### 3. 国際子ども図書館の使命と基本的役割

全ての子どもにとって、読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（法第 2 条）である。

国際子ども図書館は、「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」という理念の実現を使命とし、子ども並びに子どもの読書活動を支援する大人及び子どもの本を研究する大人が、本に代表される様々な情報資源を利用することで、世界とつながり、自身の課題解決を進め新たな未来を拓くことができるよう、次の三つの基本的役割を果たす。

#### 「児童書専門図書館としての役割」

唯一の国立の児童書専門図書館として、国内外の児童書及び関連資料を収集・保存・提供するとともに、児童書に関する専門的な情報を広く発信することにより、児童書の研究者、児童サービス関係者等、子どもの読書に関わる人々が、求める情報資源に的確かつ効率的にアクセスできるようにする。

#### 「子どもと本のふれあいの場としての役割」

全ての子どもが、楽しみながら調べ学び読むことを通して好奇心や想像力を高め、情報化が進む社会で必要な情報や確かな根拠に基づく知識を得られるきっかけを提供するとともに、インターネットや身近な図書館等の自身に最適な環境で読書に親しむことができるようにする。

#### 「子どもの本のミュージアムとしての役割」

上野公園に立地する歴史的建造物というハード面及びインターネットで提供する電子展示会等のソフト面の双方を活用し、図書館資料と建物の魅力を、来館・遠隔、子ども・大人の別なく感じられるよう提示する。

### 4. 取組事項

生成 AI の普及を始めデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進展する社会において、一層の情報リテラシーのかん養が要請されるなか、子どもや図書館を取り巻く情報流通環境の変化に対応するために、ビジョン 2026-2030 が掲げる「共につくる知の循環」を念頭に、児童書と子どもの読書に関わる全ての人々と連携・協力しながら、三つの基本的役割の下、以下の事項に重点的に取り組む。それぞれの取組に当たっては、対象とする利用者やコミュニティに確実にリーチするよう、適切なメディアやツールを用いた広報を行う。

#### 4.1. 児童書専門図書館としての役割

国際子ども図書館は、国立国会図書館の一翼を担う児童書専門図書館として、納本制度に基づき国内刊行の児童書や教科書等を収集し、また、約 160 の国と地域の児童書や関連資料を収集し、これら約 73 万点の豊富な蔵書を基盤として、各種のサービスを提供している。また、国立国会図書館は、日本の公的機関のウェブサイトの制度収集や民間ウェブサイトの許諾収集に加え、電子書籍・電子雑誌の全面的な制度収集を開始し、国際子ども図書館内でも提供している。国立国会図書館は、原資料の保存及び電子図書館サービスの向上を目指し蔵書のデジタル化を進め、児童書についても平成 6 年以前に刊行された国内刊行の児童図書及び昭和 45 年以前に刊行された児童雑誌はおおむねデジタル化された。デジタル化資料は、館内で提供するほか、資料の状況に応じて、インターネット提供やデジタル化資料送信サービス（図書館送信・個人送信）で提供している。子どもの読書活動推進に係る支援とし

では、子どもの読書に関する情報発信や児童サービス関係者を対象とした人材育成に取り組んだほか、国内外の作家や絵本作家による講演や在日大使館と連携して開催した催物により、児童書の魅力を伝え多文化理解の向上に努めた。これらの多くがオンライン形式により開催され、集合形式による制約（時間・場所）を超えてより多くの利用者に情報を届けることが可能になった。

今後は、資料の収集やデジタル化、児童書に関する専門情報の提供を引き続き促進するとともに、子どもの読書や児童書・児童サービスに関わる各種コミュニティとの連携協力を通して、これらの成果を還元できるよう以下の取組を行う。

#### 4.1.1. 蔵書の充実

- 開館以来、児童書専門図書館として行ってきた国内外の児童書及び関連資料の収集・整理・保存を継続するとともに、調査研究に有用な電子情報も収集する。また、児童サービスに必要な資料について引き続き収集する。
- 児童書コレクションを有する国内の類縁機関との連携強化を図り、児童書コレクションの所在情報の把握に努める。また、これら機関の協力を得られた場合には、国内刊行児童書で当館が未収かつ入手困難資料のデータ収集を実施し、国立国会図書館サーチにおけるメタデータ連携の実施と合わせて、児童書のナショナル・コレクションのネットワーク上での構築に努める。
- 公共図書館・学校図書館で導入が進む児童向け各種電子図書館サービスの、国際子ども図書館での利活用可能性を検討する。
- 原資料の保存を図り、読書活動や調査研究における利便性を高めるため、所蔵資料のデジタル化を着実に進める。
- 国立国会図書館が実施するインターネット資料収集保存事業（WARP）における、児童書や児童サービスに関連する国内のウェブサイトの収集を促進する。

#### 4.1.2. 児童書に関する情報提供

- あらすじ情報、海外で外国語に翻訳刊行された日本の児童書に関する情報等について、国立国会図書館サーチにおける書誌データへの付加情報として拡充に努める。加えて、これら付加情報の検索方法の紹介を充実させる。
- 利用者の情報環境と情報探索行動の変化に対応し、デジタル情報資源も活用して、児童書に関する専門的な知見を生かし、子どもの読書、児童書及び児童サービスに関わる人々等、特定の利用者層や利用目的に即した記事を整備することで、信頼できる典拠に到達できるよう、情報発信型レファレンス（リサーチ・ナビ）を整備する。
- 関連機関と連携して、児童書や読書の魅力を広く伝える催物を開催する。

#### 4.1.3. 児童書・児童サービス関係者に対する支援

- 様々な言語の児童書を所蔵する国際子ども図書館の強みを生かした児童書に関する調査研究、各種催物における作家、画家及び有識者との交流で得た知見、国際子ども図書館における実践の中で得た成果等を、ホームページ、SNS等で見やすく分かりや

すい形で発信する。特に多文化サービスや情報リテラシーに役立つ情報の発信を積極的に行う。

- 児童サービス関係者を対象とした研修を継続して開催し、専門性の向上に資する。広く全国の児童サービス関係者が受講できるよう、オンライン配信を有効活用する。
- 児童サービス関係者を対象とした交流会を開催し、交流・情報交換の場を提供する。
- 国立国会図書館が実施する派遣研修の枠組みによる、児童書や国際子ども図書館における児童サービスの実践に関する基礎的な研修への講師派遣を継続する。
- 児童書や児童サービス関係者の活動を支援するため、所蔵資料を始めとした国際子ども図書館の情報資源に基づいた調査研究環境を整備し、その利活用を推進するとともに、研究員及び研修生の受入れによる人材育成支援を引き続き実施する。

#### 4.1.4. 国際交流活動の推進

- 外国の作家、画家、児童文学研究者等の招へいや、各国の在日大使館との連携により、児童書を通じた国際交流の推進に資する催物を開催する。
- 海外の関連機関との交流、国際会議への積極的な参加等により、情報収集や人的交流の活性化に努め、国際的な活動を推進する。

#### 4.1.5. 専門性の向上

- 職員を対象とした研修を計画的に実施することにより、児童書や児童サービスに関する専門性の向上に取り組む。

### 4.2. 子どもと本のふれあいの場としての役割

国際子ども図書館は、全ての子どもに図書館や読書に親しむきっかけを提供するために、来館サービスだけでなく、情報発信や身近な図書館での読書活動を支援することに取り組んでいる。

子どものためのおはなし会、ちいさな子どものためのわらべうたと絵本の会等の来館サービスや学校図書館セット貸出しによる図書館協力のほか、図書館での調べものや情報リテラシーのかん養に役立つデジタルコンテンツの提供を新たに開始した。また、見学や調べものの体験プログラムの実施における、特別な支援を必要とする子どもへの対応、子どものへやにおけるアクセシブルな資料のコーナーの新設等、読書バリアフリーに関する取組を新たに進めた。

今後は、上述のデジタルコンテンツを継続して提供するとともに、電子書籍の普及、学校における ICT 環境整備の進展等、子どもの読書環境や学習環境の多様化に対応したサービスの見直しを行う。なお、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）やこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の趣旨に鑑み、各取組にあたっては、子ども及び子どもの読書・学習を支援する人々の意見を適切に反映し、サービスの質の向上に生かしていく。

#### 4.2.1. 子どもを読書に誘うための情報発信

- 国立国会図書館及び国際子ども図書館の活動を周知するため、「国立国会図書館キッ

ズページ」の内容をアップデートし、提供する。

- 読書・学習支援コンテンツ（「しらべる・まなぶ・よむ」（小学生向け）、「調べる・学ぶ・読む」（中高生向け））の内容を充実させる。国立国会図書館や外部機関が提供するデジタル情報資源との連携や、調べもの体験プログラム等の国際子ども図書館の実践から得られた知見の活用により、子どもの読書や学習を支援する魅力的なデジタルコンテンツを提供する。また、国立国会図書館の提供する多様なコンテンツへの子どもにとっての入り口としても機能できるよう、読書・学習支援に従事する人々にその利活用の方策を提供する。
- 子どもが目当ての資料を自分自身で探せるよう、子どもによる情報探索に特化した国際子ども図書館子ども OPAC を提供する。

#### 4.2.2. 身近な図書館における読書活動への支援

- 国際子ども図書館各室による季節やテーマに応じた小展示の資料、おはなし会や子ども向け見学等で提供した資料を、児童サービス関係者が参考としやすいように、ホームページで提供する。
- 学校図書館セット貸出しを、セット内容を適時更新しつつ継続する。アンケートを実施するなどして、貸出対象機関の学校種、規模、立地等により異なる多様なニーズをつかみ、サービス改善につなげる。また、セット貸出しの活用状況を、ホームページで分かりやすく発信する。
- 令和6年にセット内容を更新した国際図書館連盟児童ヤングアダルト図書館分科会の「絵本で世界を知ろうプログラム」による展示会セット「絵本で知る世界の国々—IFLA からのおくりもの」の貸出しを継続し、図書館における多文化サービスや国際理解の促進に資する。また、セット貸出しの活用状況を、ホームページで分かりやすく発信する。
- デジタル化資料送信サービス（図書館送信・個人送信）を始め、デジタル化資料へのアクセスの手段を広報し、調査・研究のための活用のアイデアを、児童サービス関係者に提供する。

#### 4.2.3. 国際子ども図書館における実践

- 中高生向けの調べもの体験プログラムは、図書館で調べることへの関心を喚起するとともに、有体資料とデジタル情報資源による調べものを体験することを通して、情報リテラシーのかん養に資するプログラムを、子どもの読書環境や学習環境の変化に留意した見直しを行いつつ、継続して提供していく。
- 見学や調べもの体験プログラムをはじめ、特別な支援や配慮を必要とする子どもへの要望に応じたサービスを継続する。また、子ども向けのアクセシブルな資料や障害を理解するための資料を提供するバリアフリーコーナーの充実、周知に取り組む。
- 絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊びの実践を、国際子ども図書館の各種催物に組み込むことを通じて、本の世界に親しむきっかけを提供し、読書の楽しさを広める。

#### 4.3. 子どもの本のミュージアムとしての役割

国際子ども図書館では、本の魅力に触れ、本に親しむ契機となる場として、様々な展示や催物を開催している。また、東京都の歴史的建造物に選定された建物の見学を目的に訪れる利用者も多い。

本のミュージアムではこれまで、日本国際児童図書評議会と共催した企画展示「国際アンデルセン賞受賞作家・画家展」を始めとする様々な企画展示を行ってきた。児童書ギャラリーでは実際に資料を手にとって明治以降の日本の児童書の歴史を概観できる常設展示を行い、特定の作家、画家等に関する小展示を行っている。また、児童書研究資料室、子どものへや及び調べものの部屋で時宜に応じた小展示を開催した。さらに、企画展示「平成を彩った絵本作家たち」を再構成した電子展示会を公開した。国際子ども図書館を紹介するガイドツアーや見学を継続して行ったほか、来館せずにレンガ棟を体験できるVR（バーチャルリアリティ）コンテンツの提供も開始した。

今後は、本のミュージアムを中心とした来館型の展示や電子展示会の開催・発信を、効率的に行うとともに、歴史的建造物であるレンガ棟の魅力を生かし、上野地区の文化・芸術機関と連携した催物の開催等により、子どもの本や芸術に親しむ多様な体験を提供する。

##### 4.3.1. 展示会

- テーマに基づき、多様な所蔵資料を活用して開催する企画展では、現物資料の持つ特徴や価値を示すとともに、当館の特色である豊富な外国の児童書を積極的に展示することで、国際理解を深める。
- 企画展の成果を活用しつつ、児童書の持つ魅力を発信する展示や日本の児童書を海外に向けて紹介する展示を、誰もがアクセスできる電子展示会として作成し、検索とは異なる形で資料と出会う機会を提供する。
- 企画展にあわせ、ギャラリートーク、講演会等の催物を開催し、展示内容ひいては児童書そのものへの理解を深める。

##### 4.3.2. 文化に親しむ場としての図書館

- 文化・芸術機関が多数集まる上野公園の立地及び歴史的建造物としての建物の魅力を生かし、様々な機関と連携して児童書や読書に関する催物を開催することにより、子どもの本と文化芸術に共に親しむ場として活用する。
- 国際子ども図書館への理解を深めるために、国際子ども図書館の建築や歴史に関する展示を行い、歴史を共有する場として活用する。
- 年齢や特性に沿った見学、非来館のバーチャル見学及び動画配信等、きめの細かいメニューで、国際子ども図書館を体感してもらう。